

第1回未来技術実装ミニシンポジウム（テーマ：ドローン）

議事要旨

日時：令和2年12月4日（金） 10:00～11:30

場所：オンライン開催

1. 開会

2. 未来技術実装ミニシンポジウム講演

- (1) ドローンに係る国の政策動向について
内閣官房小型無人機等対策推進室
- (2) サンドボックス制度について
内閣府地方創生推進事務局特区班サンドボックス担当
- (3) 無人飛行ロボット（ドローン）の取組について
愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室
- (4) 防災・減災分野におけるドローン活用モデル構築事業
仙台市危機管理室危機管理課

3. 意見交換（質疑応答含む）

・第三者上空での飛行に関して、航空法上の規制は緩和されていく方向と理解した。一方でルート上の地権者の了解をいただくことが必要と考えるが、航路設定に関してはまだ場所は限定されるのか。

・第三者上空での飛行に関して、2020年3月に「小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針」で基本制度の論点整理をしている。法務省とも議論した結果、土地所有権は土地の上空全てに及ぶ訳ではないため、地権者の了解は法律では必ずしも求められていないということになった。

土地所有者が上空を利用している訳でなければ、ドローンが飛行しても所有権を害していないことになる。現時点では上空何メートルであれば所有権侵害にならないといった規定はないため、個別に判断していくことになる。（内閣官房）

- ・オンライン診療と服薬指導はセットであるとのことについて詳細を聞かせてほしい。
 - ・物流分野でドローン活用を進めようとしている団体のうち、半数ほどは医薬品の郵送を想定している。ドローンで医薬品を郵送する場合、薬機法の規制が鍵となり、主に3つの留意点がある。
- ① オンライン服薬指導・・・対面で服薬指導を行う場合、医薬品をドローンで配送するメリットが無い場合、オンライン服薬指導の場合にこそドローン配送のメリットが最大化される。コロナ特例下では、オンライン服薬指導はほぼ全面的に認められている。
 - ② 患者への確実な医療品配送・・・これまでは医薬品の配送は書留郵便を前提としていたが、ドローンでの配送になると薬局と患者の間にはドローン配送事業者が入るため、どのように体制を組むべきかの検討が必要。

- ③ ドローン配送時の品質管理・・・薬機法の規制では、医薬品の品質管理は薬局が行うことになっており、どのような医薬品であればドローンで配送しても問題がないのか薬局の判断が必要となる。

このほか、小型無人機等対策推進室では、ドローンに関する実証実験の取組実績などをご紹介できるため、ご興味があれば連絡をいただきたい。(内閣官房)

・お話しいただいたドローンで医薬品を郵送する場合の3つの留意点は、重要なノウハウになると考えている。小型無人機等対策推進室は、この内容をHP上等で公表しているか。

・現在ドローンでの医薬品配送に関するガイドラインを作成作業中である。(内閣官房)

・自治体がサンドボックス制度に申請する際に、内閣府に相談できる機会はあるのか。また自治体の多くが抱える課題は何か。

・ご相談は常時受け付けている。なお、物流に関して採算性確保に課題を抱える場合が多い。ただ、内閣府でも採算性確保に関して解決策を持っているわけではないため、各自治体とともに検討していきたい。(内閣府地方創生推進事務局)

・採算性の確保が大きな課題になっていることは把握している。また、物流や僻地医療など、地方自治体が主として取り組む分野でドローンの活用が有効である。レベル4のドローン実装にあたり物流や医療といった様々な部署と連携している地方自治体では、ドローン活用が順調に進んでいる印象がある。(内閣官房)

・集落上空の飛行を考えた場合、個人情報保護法の観点も考慮する必要があると考えている。個人情報保護法も踏まえたアプローチがあればご教示いただきたい。

・廃線跡、海上や河川の上空を利用するなどドローンがなるべく私有地の上を通過しないように配慮し、実証実験を実施した。個人情報保護の観点から、第三者に迷惑をかけない形にすべきだと考える。(愛知県)

・2020年3月に公表した「小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針(案)」の中で、個人情報保護について一部記載した。平成27年に総務省が『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』を公表しており、住宅地にカメラを向けない、必要に応じて撮影映像等にぼかしを入れる等を推奨している。ドローンを飛ばす目的・形態にもよるが、基本的にガイドライン記載の内容を考慮していただきたい。(内閣官房)

4. 閉会

以 上